

令和2年3月9日

教職員 各位

総務部人事課

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ（第5報）

新型コロナウイルス感染症が、政令により「指定感染症」に指定されたことに伴い、新型コロナウイルスに感染又は疑いと診断された場合は、以下により対応いただきますようお願いいたします。

I 就業禁止

新型コロナウイルス感染症又は疑いと診断された教職員は、就業規則に基づき「就業禁止」とします。

II 就業禁止の期間

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、都道府県知事の勧告等による期間とします。

III 就業禁止期間中の服務上の取扱い

国立大学法人佐賀大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程第16条及び国立大学法人佐賀大学臨時職員の勤務時間、休暇等に関する規程第10条に基づき、職務専念義務の免除（有給）とします。なお、後日、医師の診断書等の証明書類を提出してください。

IV 罹患した場合の報告

新型コロナウイルス感染症又は疑いと診断された場合には、感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに、次に掲げる報告事項について、所属する部局の所属長もしくは総務担当係へ連絡してください。また、保健管理センターへの報告として、報告用フォームでの報告（所属部局での代理報告可）も併せてお願いします。

【報告事項】

- ① 氏名、所属、連絡先
- ② 初めて症状が出た日
- ③ 最初の症状（発熱、咳、体のだるさ、息苦しさ等）
- ④ 現在の症状（発熱、咳、体のだるさ、息苦しさ等）
- ⑤ 診断日
- ⑥ 診断日1ヶ月以内における外国への渡航歴の有無

【[所属部局等連絡先](#)】

<http://www.saga-u.ac.jp/inquiry/>

【[報告用フォーム \(教職員用\)](#)】 (保健管理センター)

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=9S8ynt2-7EkuMgIgbQquCfNGb10c15LqAzZZbgItztURENURj1YTTFBN1AyR1hJUzBHS0VWNkownC4u>

<QRコード> (スマートフォンやタブレットからアクセス可)



V 同居する家族等が罹患した場合の対応

同居する家族等が新型コロナウイルス感染症又は疑いと診断され濃厚接触者となった場合についても、上記 I～IV に準じて取扱うこととします。

(参考) [教職員感染時対応フロー](#)

<https://jimuboard.cc.saga-u.ac.jp/jimu/v.php?fn=jb133958hpvAWnBR.pdf>